

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領：別紙1 許可との整合性】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段（規則第6条で定める変更に係るもの）の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す必要がある。なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないことを示すこととする。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">廃棄物管理事業変更許可との整合性に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、設工認申請書に添付書類として要求される「廃棄物管理事業変更許可との整合性に関する説明書」（以下「説明書」という。）の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 基本方針 設工認が事業変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、事業変更許可申請書との整合性により説明する。 事業変更許可申請書との整合性は、事業変更許可申請書「本文（四号）」と設工認のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」（以下「仕様表」という。）について説明する。</p> <p>また、事業変更許可申請書「添付書類五」のうち「本文（四号）」に係る設備設計を記載している箇所については、事業変更許可申請書「本文（四号）」の関連情報として記載する。 （記載例①参照）</p> <p>本資料は、本設工認の申請範囲に対する許可との整合性を示す資料であるため、申請範囲外に関する設工認は記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、以下のとおり。 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・説明書の構成 ・廃棄物管理事業変更許可との整合性</p> <p>(2) 「廃棄物管理事業変更許可との整合性」内の文章構成は事業変更許可申請書「本文（四号）」に記載された順とする。 （記載例②参照）</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から「事業変更許可申請書（本文）」、「事業変更許可申請書（添付書類五）該当事項」、「設工認申請書 該当事項」、「整合性」及び「備考」を記載する。 （記載例③参照）</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、工事計画認可申請書（以下「工事の計画」という。）に添付書類として要求される「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」（以下「説明書」という。）の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 基本方針 工事の計画が設置変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により説明する。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文（五号）」と工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」（以下「要目表」という。）について説明するとともに、設置変更許可申請書「本文（十号）」に記載する解析条件についても整合性を説明する。</p> <p>また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文（五号）」に係る設備設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文（五号）」の関連情報として記載する。 （記載例①参照）</p> <p>本資料は、本工事計画の申請範囲に対する許可との整合性を示す説明書であるため、申請範囲外に関する工事の計画は記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、下記のとおり。 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・説明書の構成 ・発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>(2) 「発電用原子炉の設置の許可との整合性」内の文章構成は設置変更許可申請書「本文（五号）」に記載された順とする。 （記載例②参照）</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から設置変更許可申請書「本文（五号）」、設置変更許可申請書「添付書類八」、「工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 なお、設置変更許可申請書「本文（十号）」については、設置変更許可申請書「本文（五号）」内の該当箇所に挿入する。 （記載例③参照）</p>	<p>・E施設はSAが無い ため削除</p> <p>・申請書フレーム 内の名称と整合化 ・E施設はSAが無い ため削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領：別紙1 許可との整合性】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(3) 「設工認申請書 該当事項」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。 さらに、「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。 (記載例④参照) また、仕様表を記載する場合は、施設区分を記載し、「仕様表」であることも記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>(4) 事業変更許可申請書と設工認との整合性確認については、「事業変更許可申請書 (本文)」と同等の「設工認申請書 該当事項」の記載箇所を実線のアンダーラインを引く。 (記載例⑥参照) また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「設工認申請書 該当事項」が「事業変更許可申請書 (本文)」と整合していることを「整合性」欄に記載する。 (記載例⑦参照) 整合性の結果については、「事業変更許可申請書 (本文)」の各項目(イ、ロ、ハ、…)の冒頭に整合結果を総括して記載する。 また、「本文 (四号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧参照) なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p>	<p>(3) 「工事の計画」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。 さらに、「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。 (記載例④参照) また、要目表を記載する場合は、施設区分を記載し、「要目表」であることも記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>(4) 設置変更許可申請書と工事の計画との整合性確認については、設置変更許可申請書「本文 (五号)」と同等の「工事の計画」の記載箇所を実線のアンダーラインを引く。 (記載例⑥参照) また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「工事の計画」が設置変更許可申請書「本文 (五号)」と整合していることを「整合性」欄に記載する。 (記載例⑦参照) 整合性の結果については、設置変更許可申請書「本文」の各項目(イ、ロ、ハ、…)の冒頭に整合結果を総括して記載する。 設置変更許可申請書「本文 (十号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧a参照) また、「本文 (五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧b参照) なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p> <p>(5) 設備の兼用について整合性を説明する場合、工事の計画の欄には兼用している設備の主登録先の要目表等を記載し、設置変更許可申請書の兼用記載との整合性を示す。 (記載例⑨参照)</p>	<p>・E施設はSAが無い ため削除</p> <p>・E施設は設備兼用 が無い ため削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領：別紙1 許可との整合性】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基本設計方針」又は事業変更許可申請書「添付書類五」の段落の一部を抜粋する場合、「中略」と記載して抜粋であることを明示する。 (記載例⑩参照) 説明書中のほかの箇所を指す場合は、「事業変更許可申請書(本文)」の項目をアドレスとして表示する。(例：事業変更許可申請書(本文)「イ.(1)敷地の面積及び形状」に示す。) (記載例⑪参照) 整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を記載する。(例：ロ-①) (記載例⑫参照) 変更許可申請書「添付書類五」については、上記(4)において設工認にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。 (記載例⑬参照) 	<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基本設計方針」又は設置変更許可申請書「添付書類八」の段落の一部を抜粋する場合、「中略」と記載して抜粋であることを明示する。 (記載例⑩参照) 説明書中のほかの箇所を指す場合は、設置変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。(例：設置変更許可申請書(本文)「ニ.(3)(ii)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に示す。) (記載例⑪参照) 整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を付記する。(例：ロ-①) (記載例⑫参照) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(4)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。 (記載例⑬参照) 	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領：別紙1 許可との整合性】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																						
	<p>表1 整合性の記載パターン (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="611 296 1006 327">ケース</th> <th data-bbox="1006 296 1484 327">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="611 327 1006 468">各項の整合性結果 (記載例⑭参照)</td> <td data-bbox="1006 327 1484 468">事業変更許可申請書(本文) 第四号〇項において、設工認の内容は、以下のとおり整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 468 1006 705">設工認の記載が事業変更許可申請書(本文)の記載と同義(同一設備又は含む)記載となっている場合 (記載例⑮参照)</td> <td data-bbox="1006 468 1484 705">設工認の「〇〇」は、(必要に応じて理由を記載) 事業変更許可申請書(本文)の「△△」〔内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 705 1006 1083">事業変更許可申請書(本文)の記載を設工認では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)</td> <td data-bbox="1006 705 1484 1083">設工認の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 事業変更許可申請書(本文)の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1083 1006 1224">事業変更許可申請書(本文)との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑰参照)</td> <td data-bbox="1006 1083 1484 1224">事業変更許可申請書(本文)「□.□◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1224 1006 1362">今回の設工認の対象外の事項 (記載例⑱参照)</td> <td data-bbox="1006 1224 1484 1362">事業変更許可申請書(本文)において許可を受けた「〇〇」は、本設工認の対象外である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1362 1006 1503">事業変更許可申請書(本文)で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑲参照)</td> <td data-bbox="1006 1362 1484 1503">事業変更許可申請書(本文)で設計上の考慮は不要としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1503 1006 1623">単位等が異なるため、記載する数値(寸法、圧力等)が異なる場合</td> <td data-bbox="1006 1503 1484 1623">(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇MPa=△△kg/cm²G</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1623 1006 1734">運用のため保安規定で対応する事項</td> <td data-bbox="1006 1623 1484 1734">事業変更許可申請書(本文)の「〇〇」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	事業変更許可申請書(本文) 第四号〇項において、設工認の内容は、以下のとおり整合している。	設工認の記載が事業変更許可申請書(本文)の記載と同義(同一設備又は含む)記載となっている場合 (記載例⑮参照)	設工認の「〇〇」は、(必要に応じて理由を記載) 事業変更許可申請書(本文)の「△△」〔内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。	事業変更許可申請書(本文)の記載を設工認では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)	設工認の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 事業変更許可申請書(本文)の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。	事業変更許可申請書(本文)との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑰参照)	事業変更許可申請書(本文)「□.□◇◇◇」に示す。	今回の設工認の対象外の事項 (記載例⑱参照)	事業変更許可申請書(本文)において許可を受けた「〇〇」は、本設工認の対象外である。	事業変更許可申請書(本文)で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑲参照)	事業変更許可申請書(本文)で設計上の考慮は不要としている。	単位等が異なるため、記載する数値(寸法、圧力等)が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇MPa=△△kg/cm ² G	運用のため保安規定で対応する事項	事業変更許可申請書(本文)の「〇〇」は、保安規定にて対応する。	<p>表1 整合性の記載パターン (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1685 296 2062 327">ケース</th> <th data-bbox="2062 296 2496 327">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1685 327 2062 468">各項の整合性結果 (記載例⑭参照)</td> <td data-bbox="2062 327 2496 468">設置変更許可申請書(本文) 第五号〇項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 468 2062 705">工事の計画の記載が設置変更許可申請書(本文)の記載と同義〔同一設備又は含む〕記載となっている場合 (記載例⑮参照)</td> <td data-bbox="2062 468 2496 705">工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 設置変更許可申請書(本文)の「△△」〔内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 705 2062 879">設置変更許可申請書(本文)の記載を工事の計画では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)</td> <td data-bbox="2062 705 2496 879">工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 設置変更許可申請書(本文)の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 879 2062 1083">同一機器(〇〇)で設備(系統)区分が工事の計画(設備名)と設置変更許可申請書(本文)(設備名)で異なる場合 (記載例⑲参照)</td> <td data-bbox="2062 879 2496 1083">「〇〇」は、設置変更許可申請書(本文)における「設備名」を工事の計画の(主たる登録として)「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 1083 2062 1224">設置変更許可申請書(本文)との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑰参照)</td> <td data-bbox="2062 1083 2496 1224">設置変更許可申請書(本文)「□.□◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 1224 2062 1362">今回の工事の計画の対象外の事項 (記載例⑱参照)</td> <td data-bbox="2062 1224 2496 1362">設置変更許可申請書(本文)において許可を受けた「〇〇」は、本工事計画の対象外である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 1362 2062 1503">設置変更許可申請書(本文)で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑲参照)</td> <td data-bbox="2062 1362 2496 1503">設置変更許可申請書(本文)で設計上の考慮は不要としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 1503 2062 1623">単位等が異なるため、記載する数値(寸法、圧力等)が異なる場合</td> <td data-bbox="2062 1503 2496 1623">(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇 MPa=△△ kg/cm²G</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 1623 2062 1734">運用のため保安規定で対応する事項</td> <td data-bbox="2062 1623 2496 1734">設置変更許可申請書(本文)の「〇〇」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	設置変更許可申請書(本文) 第五号〇項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。	工事の計画の記載が設置変更許可申請書(本文)の記載と同義〔同一設備又は含む〕記載となっている場合 (記載例⑮参照)	工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 設置変更許可申請書(本文)の「△△」〔内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。	設置変更許可申請書(本文)の記載を工事の計画では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)	工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 設置変更許可申請書(本文)の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。	同一機器(〇〇)で設備(系統)区分が工事の計画(設備名)と設置変更許可申請書(本文)(設備名)で異なる場合 (記載例⑲参照)	「〇〇」は、設置変更許可申請書(本文)における「設備名」を工事の計画の(主たる登録として)「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。	設置変更許可申請書(本文)との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑰参照)	設置変更許可申請書(本文)「□.□◇◇◇」に示す。	今回の工事の計画の対象外の事項 (記載例⑱参照)	設置変更許可申請書(本文)において許可を受けた「〇〇」は、本工事計画の対象外である。	設置変更許可申請書(本文)で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑲参照)	設置変更許可申請書(本文)で設計上の考慮は不要としている。	単位等が異なるため、記載する数値(寸法、圧力等)が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇 MPa=△△ kg/cm ² G	運用のため保安規定で対応する事項	設置変更許可申請書(本文)の「〇〇」は、保安規定にて対応する。	<p>・E施設は仕様表対象となる兼用設備がないため、記載例⑨は削除</p>
ケース	記載例																																								
各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	事業変更許可申請書(本文) 第四号〇項において、設工認の内容は、以下のとおり整合している。																																								
設工認の記載が事業変更許可申請書(本文)の記載と同義(同一設備又は含む)記載となっている場合 (記載例⑮参照)	設工認の「〇〇」は、(必要に応じて理由を記載) 事業変更許可申請書(本文)の「△△」〔内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。																																								
事業変更許可申請書(本文)の記載を設工認では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)	設工認の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 事業変更許可申請書(本文)の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。																																								
事業変更許可申請書(本文)との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑰参照)	事業変更許可申請書(本文)「□.□◇◇◇」に示す。																																								
今回の設工認の対象外の事項 (記載例⑱参照)	事業変更許可申請書(本文)において許可を受けた「〇〇」は、本設工認の対象外である。																																								
事業変更許可申請書(本文)で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑲参照)	事業変更許可申請書(本文)で設計上の考慮は不要としている。																																								
単位等が異なるため、記載する数値(寸法、圧力等)が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇MPa=△△kg/cm ² G																																								
運用のため保安規定で対応する事項	事業変更許可申請書(本文)の「〇〇」は、保安規定にて対応する。																																								
ケース	記載例																																								
各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	設置変更許可申請書(本文) 第五号〇項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。																																								
工事の計画の記載が設置変更許可申請書(本文)の記載と同義〔同一設備又は含む〕記載となっている場合 (記載例⑮参照)	工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 設置変更許可申請書(本文)の「△△」〔内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。																																								
設置変更許可申請書(本文)の記載を工事の計画では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)	工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 設置変更許可申請書(本文)の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。																																								
同一機器(〇〇)で設備(系統)区分が工事の計画(設備名)と設置変更許可申請書(本文)(設備名)で異なる場合 (記載例⑲参照)	「〇〇」は、設置変更許可申請書(本文)における「設備名」を工事の計画の(主たる登録として)「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。																																								
設置変更許可申請書(本文)との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑰参照)	設置変更許可申請書(本文)「□.□◇◇◇」に示す。																																								
今回の工事の計画の対象外の事項 (記載例⑱参照)	設置変更許可申請書(本文)において許可を受けた「〇〇」は、本工事計画の対象外である。																																								
設置変更許可申請書(本文)で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑲参照)	設置変更許可申請書(本文)で設計上の考慮は不要としている。																																								
単位等が異なるため、記載する数値(寸法、圧力等)が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇 MPa=△△ kg/cm ² G																																								
運用のため保安規定で対応する事項	設置変更許可申請書(本文)の「〇〇」は、保安規定にて対応する。																																								

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領：別紙1 許可との整合性】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">廃棄物管理事業変更許可との整合性に関する説明書 （例）</p>	<p style="text-align: center;">発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 （例）</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領：別紙1 許可との整合性】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3. 説明書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>4. 廃棄物管理事業変更許可との整合性</p> <p style="color: red;">四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p style="color: red;">● A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p style="color: red;">イ 廃棄物管理施設の位置</p> <p style="color: red;">(1) 敷地の面積及び形状・・・・・・・・・・イ-〇</p> <p style="color: red;">(2) 敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置・・イ-〇</p> <p style="color: red;">ロ 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p style="color: red;">(1) 放射線の遮蔽に関する構造・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(2) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(3) 火災及び爆発の防止に関する構造・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(4) 耐震構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(5) 耐津波構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(6) その他の主要な構造・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>記載例② 事業変更許可申請書の本文四号の順番に記載す べ</p> </div>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3. 説明書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p style="color: red;">五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p style="color: red;">● イ 発電用原子炉施設の位置</p> <p style="color: red;">(1) 敷地の面積及び形状・・・・・・・・・・イ-1</p> <p style="color: red;">(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置・・イ-〇</p> <p style="color: red;">ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p style="color: red;">(1) 耐震構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-1</p> <p style="color: red;">(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p style="color: red;">(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p style="color: red;">(2) 耐津波構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計</p> <p style="color: red;">(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p style="color: red;">(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に 遡上する津波の耐津波設計</p> <p style="color: red;">(3) その他の主要な構造・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(i) a. 設計基準対象施設</p> <p style="color: red;">(ii) b. 重大事故等対処施設</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>記載例② 設置変更許可申請書の本文五号の順番に記載する。</p> </div>	<p>・事業変更許可申請書の項目を反映</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領：別紙1 許可との整合性】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>ハ. 廃棄物管理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) 処理施設</p> <p>(2) 管理施設</p> <p>ニ. 放射性廃棄物の受入施設の構造及び設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>(3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入能力</p> <p>ホ. 計測制御系統施設の設備</p> <p>(1) 主要な工程計装設備の種類</p> <p>(2) その他の主要な事項</p> <p>ヘ. 放射線管理施設の設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>ト. その他廃棄物管理設備の付属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(4) 非常用電源設備の構造</p> <p>(5) 主要な実験設備の構造</p> <p>(6) その他の主要な事項</p>	<p>ハ 原子炉本体の構造及び設備</p> <p>(1) 発電用原子炉の炉心</p> <p>(i) 構造</p> <p>(ii) 燃料体の最大挿入量</p> <p>(iii) 主要な核的制限値</p> <p>(iv) 主要な熱的制限値</p> <p>(2) 燃料体</p> <p>(i) 燃料材の種類</p> <p>(ii) 燃料被覆材の種類</p> <p>(iii) 燃料要素の構造</p> <p>(iv) 燃料集合体の構造</p> <p>(v) 最高燃焼度</p> <p>(3) 減速材及び反射材の種類</p> <p>(4) 原子炉容器</p> <p>(i) 構造</p> <p>(ii) 最高使用圧力及び最高使用温度</p> <p>(5) 放射線遮蔽体の構造</p> <p>(6) その他の主要な事項</p> <p>ニ核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(i) 新燃料貯蔵施設</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵施設</p> <p>(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力</p> <p>(i) 燃料プール冷却浄化系</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p>	
		<p><以下、省略></p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた廃棄物管理施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領：別紙1 許可との整合性】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>1. 概要 本資料は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第51条の5第1項の許可を受けたところによる廃棄物管理施設の設計及び工事の計画であることが、法第51条の7第3項1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が廃棄物管理事業変更許可申請書(以下「事業変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、事業変更許可申請書との整合性により示す。 事業変更許可申請書との整合性は、事業変更許可申請書「本文(四号)」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「設計条件及び仕様」(以下「仕様表」という。)について示す。</p> <p>また、事業変更許可申請書「添付書類五」のうち「本文(四号)」に係る詳細設計を記載している箇所については、変更許可申請書「本文(四号)」の関連情報として記載する。 なお、事業変更許可申請書の基本方針に記載がなく、設計及び工事の計画において詳細設計を行う場合は、事業変更許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「事業変更許可申請書(本文)」、「事業変更許可申請書(添付書類五)」、「設工認申請書」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、事業変更許可申請書「本文(四号)」に記載する順とする。 (3) 事業変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が事業変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 事業変更許可申請書「本文(四号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 事業変更許可申請書「添付書類五」については、上記(3)において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p>	<p>1. 概要 本資料は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる工事の計画であることが、法第43の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 工事の計画が東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(以下「設置変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文(五号)」と工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「要目表」という。)について示すとともに、設置変更許可申請書「本文(十号)」に記載する解析条件についても整合性を示す。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文(五号)」に係る詳細設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文(五号)」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、工事の計画において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書(本文)」、「設置変更許可申請書(添付書類八)」、「工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、設置変更許可申請書「本文(五号)」に記載する順とする。なお、「本文(十号)」については、「本文(五号)」内の該当箇所に挿入する。 (3) 設置変更許可申請書と工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、工事の計画が設置変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 設置変更許可申請書「本文(十号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性欄」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(3)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p>	<p>・E施設はSAが無い ため削除</p> <p>・E施設はSAが無い ため削除</p> <p>・E施設はSAが無い ため削除</p>

<比較検討>

発電炉 工認作成要領

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ 発電用原子炉施設の位置</p> <p>● 発電用原子炉施設の位置の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(1) 敷地の面積及び形状</p> <p>発電用原子炉施設を設置する敷地は、東京の北方約130 km、大戸市の東北約15 kmの地点で太平洋に面して位置し、敷地の大部分は、標高約8mでほぼ平坦な面であり、敷地の西部には標高約20mで平坦な面が分布する。</p> <p>なお、敷地の標高については、2011年東北地方太平洋沖地震発生前の標高値を記載している。</p> <p>敷地内の地質は、先新第三系、新第三系及び第四系からなっている。</p> <p>東海第二発電所の敷地の広さは約75万㎡であり、そのうち、約1万㎡は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から土地の権利を得て発電用原子炉施設を設置する。</p> <p>記載例② 設置変更許可申請書の本文五号の順番に記載する。</p> <p>地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動S₀」という。）による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動S₀による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)ことを含め、基準地震動S₀による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p>	<p>記載例③ 各項毎に、項の冒頭に整合結果を統括して記載する。</p> <p>記載例① 本文五号の設備設計に該当する添付書類八に記載する。</p> <p>記載例④ 基本設計方針の該当番号及び表題を記載する。</p> <p>1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.3.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>(3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>記載例③ 「工事の計画」と同等の設置変更許可申請書「添付書類八」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。</p> <p>記載例⑥ 設置変更許可申請書「本文（五号）」と同等の「工事の計画」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。</p>	<p>記載例③ 今回の工事の計画の対象外の事項である場合</p> <p>記載例④ 工事の計画の該当箇所が記載されている施設区分を記載する。</p> <p>記載例④ 工事の計画の該当箇所が基本設計方針の場合には「（基本設計方針）」と記載する。</p> <p>【原子炉冷却系統施設】 （基本設計方針）「共通項目」</p> <p>記載例④ 工事の計画の該当箇所が基本設計方針の場合には「（基本設計方針）」と記載する。</p> <p>1. 地盤等</p> <p>1.1 地盤</p> <p>設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）の建物・構築物、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物について、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、自重や運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動S₀」という。）による地震力が作用した場合においても接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動S₀による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）第五号イ項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）において許可を受けた「敷地の面積及び形状」は、工事計画の対象外である。</p> <p>工事の計画の(1)-(1)は、設置変更許可申請書（本文）の(1)-(1)と同義であり整合している。</p> <p>記載例③ 工事の計画が設置変更許可申請書の記載と異なるが、同義である場合</p>	

6-別2-15

廃棄物管理施設 設工認作成要領（案）

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類）該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ. 廃棄物管理施設の位置</p> <p>廃棄物管理施設の敷地は、青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈（おぶち）の標高60m前後の弥栄平（いやさかたい）と呼ばれる台地にあり、北東部が尾駈沼に面している。敷地内の地質は、新第三紀層及びこれを覆う第四紀層からなっている。敷地に近い主な都市は、三沢市（南約30 km）、むつ市（北北西約40 km）、十和田市（南南西約40 km）、八戸市（南南東約50 km）及び青森市（西南西約50 km）である。</p> <p>敷地の位置及び廃棄物管理施設配置概要図を第2図に示す。</p> <p>(1) 敷地の面積及び形状</p> <p>敷地は、北東部を一部欠き、西側が緩い円弧状の長方形に近い部分と、その南東端から東に向かう帯状の部分からなり、帯状の部分は途中で二またに分かれている。総面積は、帯状の部分約30万㎡も含めて約390万㎡である。敷地内の北部及び東部は、丘陵になっている。</p> <p>安全上重要な施設及びそれらを支持する建物・構築物は、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)ことも含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>その他の安全機能を有する施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>安全上重要な施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない(1)-(2)地盤に設置する。</p> <p>記載例② 変更許可申請書の本文四号の順番に記載する</p>	<p>記載例④ 各項毎に、項の冒頭に整合結果を統括して記載する。</p> <p>記載例① 本文四号の設計条件に該当する添付書類五に記載する。</p> <p>記載例④ 基本設計方針の該当番号及び表題を記載する。</p> <p>5 耐震設計及び耐津波設計</p> <p>1.5.3 基礎地盤の支持性能</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p> <p>記載例③ 「設工認」と同等の変更許可申請書「添付書類五」の記載箇所に実線のアンダーライン、異なる箇所に破線のアンダーラインを引く。</p> <p>記載例⑥ 「事業変更許可申請書（本文）」と同等の「設工認」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。</p>	<p>記載例③ 今回の設工認の対象外の事項である場合</p> <p>記載例④ 設工認の該当箇所が基本設計方針の場合には「（基本方針設計）」と記載する。</p> <p>(基本設計方針)「共通項目」</p> <p>1. 地盤等</p> <p>1.1 地盤</p> <p>廃棄物管理施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「安全上重要な施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動」という。）による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)地盤として、事業許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>その他の安全機能を有する施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>廃棄物管理施設のうち、安全上重要な施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない(1)-(2)地盤として、事業許可を受けた地盤に設置する。</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）第四号イ項において、設計及び設工認の内容は、以下のとおり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「廃棄物管理施設の位置」及び「敷地の面積及び形状」は、本設工認の対象外である。</p> <p>設工認の(1)-(1)は、事業変更許可申請書（本文）の(1)-(1)と同義であり整合している。</p> <p>記載例③ 設工認が事業変更許可申請書（本文）の記載と異なるが、同義である場合</p>	<p>記載例③ 様式は比較表形式とし、左欄から「事業変更許可申請書（本文）」、「事業変更許可申請書（添付書類五）該当事項」、「設工認申請書 該当事項」、「整合性」及び「備考」を記載する。</p>

<比較検討>

発電炉 工認作成要領

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>記載例⑧ 整合性を説明するために記載箇所を明示する必要がある場合には番号を付記する。</p> <p>b. 格納容器スプレイ冷却系 ③(3)(i)b-①再操戻回路の破断のような原子炉冷却材喪失時に、サブプレッション・チェンバのプール水を熱交換器（原子炉停止時冷却系と同じ熱交換器を使用する）で冷却し、ドライウエル及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることによって、原子炉格納容器内の温度及び圧力上昇を防止する。③(3)(i)b-②なお、熱交換器の冷却水には海水を使用する。</p> <p>記載例⑦ 記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「工事の計画」が設置変更許可申請書「本文（五号）」と整合していることを「整合性」欄に記載する。</p>	<p>9.1.1.4.1.4 格納容器スプレイ冷却系 格納容器スプレイ冷却系は、冷却材喪失事故後、サブプレッション・チェンバ内のプール水をドライウエル内及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることによって、原子炉格納容器内の温度、圧力を低減し、原子炉格納容器内に浮遊している放射性物質が濃縮することを抑えるものである。ドライウエル内にスプレイされた水は、水位がベント管に達した後はベント管を通じて、サブプレッション・チェンバ内に戻り、サブプレッション・チェンバ内にスプレイされた水とともに残留熱除去系の熱交換器で冷却された後、再スプレイされる。 <中略> この熱交換器は、残留熱除去系海水ポンプによって、直接海水で冷却される。 <中略></p> <p>記載例⑩ 段落の一部記載を抜粋する場合、<中略>と記載する。</p>	<p>【原子炉格納施設】（基本設計方針）</p> <p>3.2 原子炉格納容器安全設備 3.2.1 格納容器スプレイ冷却系 ③(3)(i)b-①原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設設備の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全係を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）を設ける。 ③(3)(i)b-①残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）は、原子炉格納容器圧力バウンダリ配管の最も過熱な状態を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を越えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外漏への漏えいを少なくする設計とする。 <中略></p> <p>③(3)(i)b-②残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）は、原子炉格納容器圧力バウンダリ配管の最も過熱な状態を想定し、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を越えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性物質の外漏への漏えいを少なくする設計とする。 <中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】（基本設計方針）</p> <p>7. 原子炉補機冷却設備 7.1 残留熱除去系海水系 (1) 系統構成 <中略> ③(3)(i)b-②残留熱除去系海水系は、残留熱除去系海水系ポンプを設け、残留熱除去系熱交換器に冷却用海水を供給することにより、非常時に動的機器の単一故障及び外部電源喪失を仮定した場合でも、残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。 <中略></p>	<p>工事の計画の③(3)(i)b-①は、設置変更許可申請書（本文）の③(3)(i)b-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>記載例⑥ 工事の計画が設置変更許可申請書の記載を具体的に記載している場合</p> <p>工事の計画の③(3)(i)b-②は、設置変更許可申請書（本文）の③(3)(i)b-②と同義であり整合している。</p>	

6-別2-16

廃棄物管理施設 設工認作成要領（案）

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(iii) (4)(iii)安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p> <p>(iv) Sクラスの(4)(iv)施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>記載例⑦ 記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「設工認」が変更許可申請書「本文（四号）」と整合していることを「整合性」欄に記載する。</p>	<p>1.5.3 基礎地盤の支持性能 (1) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。 <中略></p> <p>1.5.1 耐震設計の基本方針 <中略></p> <p>(3) Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 <中略></p> <p>記載例⑩ 段落の一部記載を抜粋する場合、<中略>と記載する。</p>	<p>記載例⑫ 整合性を説明するために記載箇所を明示する必要がある場合に番号を記載</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 <中略></p> <p>b. Sクラスの(4)(iv)安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 <中略></p> <p>記載例⑪ 説明書中の他の箇所を指す場合は、事業変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）の(4)(iii)は事業変更許可申請書（本文）の「イ.(1)敷地の面積及び形状」に示す。</p> <p>設計及び工事の計画の(4)(iv)は、事業変更許可申請書（本文）の(4)(iv)と同義であり整合している。</p>	<p>記載例⑬ 事業変更許可申請書（本文）との整合性を別の箇所で説明する場合</p>

発電炉 工認作成要領

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																									
<p>【常設重大事故等対策設備】 常設低圧代替注水系ポンプ ③(ii)b-④(「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に蒸発用原子炉を冷却するための設備」)、「原子炉格納容器内の冷却等のための設備」,「原子炉格納容器下部の冷却材を冷却するための設備」,及び「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」と兼用) 個数 2 容量 約 200m³/h/個 全揚程 約 200m</p> <p>(本文十号) 低圧代替注水系 (常設) による原子炉注水流量 378m³/h (原子炉注水と格納容器スプレイを同時に実施する場合は、230m³/hにて原子炉へ注水) ・記載箇所 ハ(2)(ii)b.(a)(a-7) ハ(2)(ii)b.(d)(d-1)(d-1-7) ハ(2)(ii)b.(d)(d-2)(d-2-9) ハ(2)(ii)b.(f)(f-6) ハ(2)(ii)b.(g)(g-7) ハc.(a)(a-1)(a-1-8) ハc.(a)(a-2)(a-2-8)</p>	<p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプ 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に蒸発用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器下部の冷却材を冷却するための設備 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 型式 ターボ形 個数 2 容量 約 200m³/h/個 全揚程 約 200m 最高使用圧力 3.14MPa [gpg] 最高使用温度 65℃ 材料 炭素鋼</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】(要目表)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">1</td> <td>蒸発用原子炉冷却材ポンプ</td> <td>ターボ形</td> <td>2</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸発用原子炉冷却材配管</td> <td>炭素鋼</td> <td>100</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸発用原子炉冷却材配管</td> <td>炭素鋼</td> <td>100</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸発用原子炉冷却材配管</td> <td>炭素鋼</td> <td>100</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸発用原子炉冷却材配管</td> <td>炭素鋼</td> <td>100</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸発用原子炉冷却材配管</td> <td>炭素鋼</td> <td>100</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸発用原子炉冷却材配管</td> <td>炭素鋼</td> <td>100</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸発用原子炉冷却材配管</td> <td>炭素鋼</td> <td>100</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸発用原子炉冷却材配管</td> <td>炭素鋼</td> <td>100</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸発用原子炉冷却材配管</td> <td>炭素鋼</td> <td>100</td> <td>m</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1: 蒸発用原子炉冷却材ポンプは、蒸発用原子炉冷却材ポンプとして記載する。蒸発用原子炉冷却材ポンプは、蒸発用原子炉冷却材ポンプとして記載する。蒸発用原子炉冷却材ポンプは、蒸発用原子炉冷却材ポンプとして記載する。</p> <p>※2: 蒸発用原子炉冷却材ポンプは、蒸発用原子炉冷却材ポンプとして記載する。</p>	区分	名称	仕様	数量	単位	備考	1	蒸発用原子炉冷却材ポンプ	ターボ形	2	台		蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m		蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m		蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m		蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m		蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m		蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m		蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m		蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m		蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m		<p>記載例⑤ 工事の計画の該当箇所が要目表の場合には「(要目表)」と記載する。</p> <p>記載例⑤ 工事の計画の該当箇所が記載されている施設区分を記載する。</p> <p>「常設低圧代替注水系ポンプ」は、設置変更許可申請書(本文)における③(ii)b-④を工事の計画における主たる登録として「原子炉冷却系統施設」のうち「蒸発用原子炉冷却設備」その他原子炉注水設備として整理しており整合している。</p> <p>記載例⑤ 同一機器で設備(系統)区分が工事の計画と設置変更許可申請書(本文)で異なる場合</p>	<p>記載例③ 本文十号については、「本文五号」に該当する箇所に挿入する。</p> <p>・設置変更許可申請書(本文十号)では、常設低圧代替注水系ポンプ2台の容量に対して、低圧代替注水系(常設)の注水流量を小さくすることで、保守的な結果としている。そのため、工事の計画で使用している常設低圧代替注水系ポンプの容量は、設置変更許可申請書(本文十号)で使用している解析条件に包絡される。</p> <p>記載例③a 設置変更許可申請書「本文(十号)」との整合性に関する補足説明は一貫枠囲みにより記載する。</p>
区分	名称	仕様	数量	単位	備考																																																								
1	蒸発用原子炉冷却材ポンプ	ターボ形	2	台																																																									
	蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m																																																									
	蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m																																																									
	蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m																																																									
	蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m																																																									
	蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m																																																									
	蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m																																																									
	蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m																																																									
	蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m																																																									
	蒸発用原子炉冷却材配管	炭素鋼	100	m																																																									

6-別2-17

廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																							
<p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 ガラス固化体貯蔵設備 (a) ガラス固化体貯蔵建屋 (イ) 貯蔵建屋床面走行クレーン 台数 1 種類 シャーヘイ容器付床面走行形 (シャーヘイ容器付きトローリはガラス固化体貯蔵建屋B棟の貯蔵建屋床面走行クレーンと共用) (ロ) 貯蔵ピット 基数 2 種類 間接自然空冷貯蔵方式 構成 収納管及び通風管 各 80本/基数 容量 ガラス固化体 720本/基数 (ガラス固化体9本/収納管1本) 主要寸法 収納管内径 約 44cm 収納管外径 約 46cm 収納管長さ 約 16m 通風管内径 約 58cm 通風管長さ 約 12m 主要材質 炭素鋼</p>	<p>第 3.2-1 表 ガラス固化体貯蔵設備の主要設備の仕様 (1) ガラス固化体貯蔵建屋 a. 貯蔵建屋床面走行クレーン 種類 シャーヘイ容器付床面走行形 (シャーヘイ容器付きトローリはガラス固化体貯蔵建屋B棟の貯蔵建屋床面走行クレーンと共用) 台数 1 容量 約 40kN (約 4t) b. 貯蔵ピット 種類 間接自然空冷貯蔵方式 基数 2 構成 収納管及び通風管 各 80本/基数 容量 ガラス固化体 720本/基数 (ガラス固化体9本/収納管1本) 寸法 約 26m×約 6m×高さ約 17m 収納管内径 約 44cm 収納管外径 約 46cm 収納管長さ 約 16m 通風管内径 約 58cm 通風管長さ 約 12m 主要材質 炭素鋼</p>	<p>●【廃棄物管理施設本体】(仕様表)</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <td>仕様表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クレーン</td> <td>容量(定格荷重)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仕 様</td> <td rowspan="4">シャーヘイ容器</td> <td>鉄部</td> </tr> <tr> <td>鉄部</td> </tr> <tr> <td>鉄部</td> </tr> <tr> <td>鉄部</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名称	変更前	変更後	仕様表			設計条件	耐震クラス		クレーン	容量(定格荷重)		台数		仕 様	シャーヘイ容器	鉄部	鉄部	鉄部	鉄部	特記事項			<p>設計及び工事の計画の①は、事業変更許可申請書(本文)を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>記載例⑤ 設工認の該当箇所が記載されている施設区分を記載する。</p> <p>記載例⑤ 設工認の該当箇所が仕様表の場合は、「(仕様表)」と記載する。</p>
名称	変更前	変更後																									
仕様表																											
設計条件	耐震クラス																										
クレーン	容量(定格荷重)																										
	台数																										
仕 様	シャーヘイ容器	鉄部																									
		鉄部																									
		鉄部																									
		鉄部																									
特記事項																											

発電炉 工認作成要領

設備変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(n) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の原因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料集合体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料集合体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備) 適合のための設計方針</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の原因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料集合体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料集合体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p><中略></p>	<p>記載例① 説明書中の他の箇所を指す場合は、設置変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。</p> <p>記載例② 設置変更許可申請書(本文)との整合性を別の箇所で説明する場合</p>	<p>設置変更許可申請書 ●(本文)「三(3)(ii)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に示す。</p>	
<p>(o) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料集合体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p>	<p>(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備) 適合のための設計方針</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料集合体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、放水設備及び汚濁防止膜を設ける。</p> <p><中略></p>		<p>設置変更許可申請書 (本文)「リ(3)(ii)e. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に示す。</p>	
<p>(p) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な水を供給するための重大事故等対処設備として、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、サブレーション・プール、ほう酸水貯蔵タンク、水の補給設備及び注水の必要な箇所への供給設備を設ける。</p>	<p>(重大事故等の収束に必要な水の供給設備) 適合のための設計方針</p> <p>重大事故等の収束に必要な水を有する水源を確保するとともに、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な水を供給するための重大事故等対処設備として、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、サブレーション・プール、ほう酸水貯蔵タンク、水の補給設備及び注水の必要な箇所への供給設備を設ける。</p> <p><中略></p>		<p>設置変更許可申請書 (本文)「二(3)(ii)f. 重大事故等の収束に必要な水の供給設備」に示す。</p>	

6-別2-18

廃棄物管理施設 設工認作成要領 (案)

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>他シートに統合につき、削除</p>				

<比較検討>

発電炉 工認作成要領

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>①安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、②安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、③重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、④当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により⑤当該重要安全施設に作用する⑥衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。</p>	<p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。また、これらの自然現象について関連して発生する自然現象も含める。これらの事象について、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺での発生可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包括性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>安全施設は、これらの自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】 （基本設計方針）「共通項目」</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>①設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、②その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</p> <p><中略></p> <p>記載例⑩ 設置変更許可申請書（本文）で詳細設計を不要としている事項の場合</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、③「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構造物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。</p> <p>④上記以外の設計基準対象施設については、⑤機能を維持すること若しくは機能を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>工事の計画の①(1)の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書（本文）の②(3)(i)a.(a)-①の「安全施設」を含んでおり整合している。</p> <p>工事の計画の③(3)(i)a.(a)-②は、設置変更許可申請書（本文）の④(3)(i)a.(a)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設置変更許可申請書で設計上の考慮を不要としている。</p>	
<p>記載例⑪ 設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性に関する説明を整合性の欄外に記載する場合は、二重枠囲みにより記載する。</p>	<p>整合性 工事の計画の③(3)(i)a.(a)-③の「外部事象防護対象施設」及び④(3)(i)a.(a)-④-1の「上記以外の設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書（本文）の⑤(3)(i)a.(a)-①の「安全施設」を示している。</p>			

6-別2-19

廃棄物管理施設 設工認作成要領（案）

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(6) その他の主要な構造</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>廃棄物管理施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件においても、安全性を損なわない設計とする。□。(6)(i)(a)①</p> <p>(c) 核燃料物質の臨界防止</p> <p>廃棄物管理施設で取り扱うガラス固化体中の核分裂性物質の含有量は小さく、臨界に達することは考えられないことから、臨界を防止するための措置を講ずる必要はない。</p>	<p>1.6 その他</p> <p>1.6.1 構造設計等</p> <p>(4) 原子力規制委員会の定める「事業許可基準規則」第八条では、廃棄物管理施設は、外部からの衝撃による損傷防止として、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならないとしている。</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象の影響を受ける場合においても安全機能を損なわない方針とする。</p> <p><適合のための設計方針> 廃棄物管理施設で取り扱うガラス固化体中の核分裂性物質の含有量は小さく、臨界に達することは考えられないことから、臨界を防止するための措置を講ずる必要はない。</p>	<p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>廃棄物管理施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む自然現象の組合せがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。□。(6)(i)(a)①</p> <p>なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮しないこととする。</p>	<p>設工認の□。(6)(i)(a)①は、事業変更許可申請書（本文）の□。(6)(i)(a)①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>記載例⑩ 設工認が事業変更許可申請書（本文）の記載を具体的に記載している場合</p> <p>事業変更許可申請書（本文）で設計上の考慮は不要としている。</p>	
<p>整合性 設工認の□□□□の「□□」は、事業変更許可申請書（本文）の□。(6)(i)(a)①の「□□」を示している。</p>	<p>記載例⑨ 事業変更許可申請書（本文）で詳細設計を不要としている事項</p>	<p>記載例⑧ 変更許可申請書（本文）との整合性に関する説明を欄外に記載する場合は、二重枠囲みにより記載する。</p>		